

令和8年5月19日

養父市長 大林 賢一 様

養父市国民健康保険運営協議会

会長 米田 悠 郎

令和8年度養父市国民健康保険税の税率等について（答申）

令和8年5月15日付け、諮問第2号により諮問のあった標記の件について、当協議会において審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1. 令和8年度養父市国民健康保険税の税率等については、以下のとおりとする。
なお、詳細については別紙のとおりとする。
 - (1) 医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の保険税率等は、諮問のとおりいずれも現行のまま据え置きとすることを了承する。
 - (2) 子ども・子育て支援金分を新たに賦課・徴収し、保険税率等は、諮問のとおりとすることを了承する。

2. 低所得者に係る保険税軽減の拡充については、諮問のとおりとすることを了承する。
なお、詳細については別紙のとおりとする。

(別紙)

令和8年度養父市国民健康保険税の税率等について

1 税率等について

	税率等	対前年
○医療分		
所得割	7.00%	(据え置き)
均等割(1人当たり)	24,500円	(据え置き)
平等割(1世帯当たり)	18,200円	(据え置き)
課税限度額	670,000円	(10,000円増)
○後期分		
所得割	2.58%	(据え置き)
均等割(1人当たり)	8,900円	(据え置き)
平等割(1世帯当たり)	6,200円	(据え置き)
課税限度額	260,000円	(据え置き)
○介護分		
所得割	2.39%	(据え置き)
均等割(1人当たり)	10,600円	(据え置き)
平等割(1世帯当たり)	4,900円	(据え置き)
課税限度額	170,000円	(据え置き)
○子ども分		
所得割	0.14%	(新設)
均等割(1人当たり)	590円	(新設)
18歳以上均等割(1人当たり)	10円	(新設)
平等割(1世帯当たり)	400円	(新設)
課税限度額	30,000円	(新設)

2 低所得者の保険税軽減の拡充について

5割軽減	世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額 310,000円	(5,000円増)
2割軽減	世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額 570,000円	(10,000円増)